



これらの日之影町固有の魅力を大切にし、古くからの伝統を守り、そこに住む人々によって先祖代々受け継がれてきた自然豊かな景観を町民・事業者と行政の協働により保全・創出することを基本とします。



● 景観計画について

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るためその区域・良好な景観の形成に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定める計画です。

● 日之影町固有の景観特性

【日之影町：宮崎県の最北部】東西約 9km、南北約 30km、総面積は 277.68 km²。

東は綱の瀬川を隔て北方町・北川町（延岡市）、西は高千穂町、南は北郷村（美郷町）・諸塙村、北は大分県宇目町（佐伯市）・緒方町（豊後大野市）に接した自然に恵まれた土地柄です。平成 18 年には全国で初めて「森林セラピー基地」に認定され、癒しを求めて県内外から多くの方が訪れています。

① 歴史・文化的景観特性

- ・日本一の高さを誇る石垣を有する戸川地区
- ・国登録有形文化財の英國館や国指定有形文化財の七折鍾乳洞
- ・県指定無形民俗文化財の大正歌舞伎や深角団七踊り



② 市街地景観特性

- ・市街地は役場周辺の中央地区及び八戸地区の一部など
- ・中央地区の空き店舗の有効活用も検討

③ その他

- ・人々の営みや生業とともに育んできた、日之影町らしさを醸し出している農山村景観

★日之影町景観計画区域・日之影町全域に指定、将来的には必要に応じ重点地区を設定。

・景観形成に係る基本理念を踏まえ、本町における良好な景観の形成に関する方針を定めます。



日之影町景観形成助成金

景観形成に関して必要と認める経費及び良好な景観形成に寄与する行為に係る経費の一部を予算の範囲内で助成。

● 届出が必要な内容

建築物 ※地下に設ける建築物の建築等については、適用を除外する。

- ・新築・増築・改築・移転 …… 行為に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超えるもの
- ・外観の変更 …… 変更する面積の合計が 10 m²を超えるもの



工作物 ※地下に設ける工作物の建築等又は仮設の工作物の建築等についてでは、適用を除外する。

	地上高
・装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの	4m 以上
・擁壁	5m 以上
・煙突・排気塔	6m 以上
・石油・ガスタンク	8m 以上
・高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これらに類するもの	
・送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの	15m 以上
・RC 柱・鉄柱・木柱、その他これらに類するもの	



開発行為

- ・都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為で開発面積が 500 m²以上のもの

土地の形質の変更 ※次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更

- ・変更に係る面積が 500 m²以下で、かつ高さ 1.5m を超える法を生じないもの
- ・農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く。）
- ・土地改良法による土地改良事業



木竹の伐採

※次に掲げるもの以外の木竹の伐採

- ・果樹その他農林業用に栽培・植栽・植林したもの
- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの
- ・枯損したもの又は危険なもの
- ・自家の生活の用に充てるために必要なもの
- ・仮植したもの
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの



屋外における物品の集積または貯蔵

※次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵

- ・高さが 1.5m 以下かつ水平投影面積 100 m²以下のもの
- ・道路から見通すことのできない場所のもの
- ・使用期間が 90 日以内のもの

